



# 令和 3 年度 介護保険料について

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)

**介**護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。介護保険料は、40 歳以上の人が納めている保険料と公費を財源としています。

40 歳～64 歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まります。医療保険の保険料に介護保険料分を合わせて納めています。

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）は、町が負担する介護サービス費用総額見込みに基づき一人当たりの介護保険料を算出しています。

65 歳以上の人に納めていただく令和 3 年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況

などにより算定し通知します。通知書の内容は本人の保険料の納め方によって異なりますので、通知書の内容を必ず確認してください。

介護保険料は 3 年ごとに見直しを行っていて、令和 3 年度から令和 5 年度の介護保険料は表のとおりです。令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴い、令和 3 年度における第 1 から 3 段階（住民税非課税世帯）の介護保険料の軽減強化を行っています。

公的年金などから保険料を納めている人については、4 月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7 月の保険料本算定に伴い、8 月以降の保険料で調整を行います。

## 65 歳以上の皆さんへ

### 7月上旬に「令和 3 年度 介護保険料のお知らせ」を送付しています

介護保険料は住民税（前年中の所得）などを基に算定します。6 月の住民税（前年中の所得）確定後に、令和 3 年度の住民税（令和 2 年中の所得）などを基に再度算定し直して保険料をお知らせしています。

## 令和 3 年度の所得段階別の保険料

基準額 6,000 円／月額

| 段階     | 対象者                                           |                               | 月額保険料    | 年額保険料     |
|--------|-----------------------------------------------|-------------------------------|----------|-----------|
| 第 1 段階 | 生活保護を受給している人                                  |                               | 1,800 円  | 21,600 円  |
|        | 世帯全員が住民税非課税で、                                 | 老齢福祉年金を受けている人                 |          |           |
|        |                                               | 前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下の人 |          |           |
| 第 2 段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が             | 80 万円超 120 万円以下の人             | 3,000 円  | 36,000 円  |
| 第 3 段階 |                                               | 120 万円超の人                     | 4,200 円  | 50,400 円  |
| 第 4 段階 | 世帯の誰かが住民税が課税されていて、本人は非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が | 80 万円以下の人                     | 4,984 円  | 59,800 円  |
| 第 5 段階 |                                               | 80 万円超の人                      | 6,000 円  | 72,000 円  |
| 第 6 段階 |                                               | 120 万円未満の人                    | 7,500 円  | 90,000 円  |
| 第 7 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が                          | 120 万円以上 210 万円未満の人           | 7,800 円  | 93,600 円  |
| 第 8 段階 |                                               | 210 万円以上 320 万円未満の人           | 9,184 円  | 110,200 円 |
| 第 9 段階 |                                               | 320 万円以上の人                    | 10,200 円 | 122,400 円 |

※第 1 段階から第 3 段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

## 65 歳以上の人の

# 介護保険料の納め方

介護保険料は年金受給額によって特別徴収と普通徴収の 2 種類に分けられます。そのため、納め方を個人で選ぶことはできません。

## ■特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額 **18 万円以上** の人



**年金から差し引かれます**

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払のときに、受給額から保険料があらかじめ引かれます。

| 前年度          | 本年度（令和 3 年度）                |              |              |                      |                             |                               |
|--------------|-----------------------------|--------------|--------------|----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
|              | 仮徴収<br>前年度 2 月と同額の保険料を納めます。 |              |              | →<br>額が変更となる場合があります。 | 本徴収<br>確定した年間保険料から仮徴収額を引いた額 |                               |
| 2 月<br>(6 期) | 4 月<br>(1 期)                | 6 月<br>(2 期) | 8 月<br>(3 期) |                      | 10 月<br>(4 期)               | 12 月<br>(5 期)<br>2 月<br>(6 期) |

## ▶ 一時的に納付書で納める場合

- ・年度途中で 65 歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



## ■普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額 **18 万円未満** の人



**納付書または口座振替で  
納めましょう**

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、指定の金融機関などを通じて納めていただきます。

## 介護保険料を納めないでいると…

介護保険料を滞納すると、介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

**1 年以上滞納すると**  
(保険給付の償還払い)

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の 9 割が払い戻される「償還払い」になります。

**1 年 6 か月以上滞納すると**  
(保険給付の一時差し止め)

1 年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の 9 割）が支払われない（差し止め）ことになります。

**2 年以上滞納すると**

介護保険料は納期限から 2 年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が 1 割から 3 割になり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。